

## 「プール活動」ならびに「うさぎ組保育参加」について

日頃より保育園運営にご理解ご協力を頂き、ありがとうございます。

コロナウイルスの感染拡大が世界的に見ても徐々に減少傾向にあります。しかしながら、これはウイルスの存在が減少しているということではなく、徐々にではありますが、人々がこのウイルスとの上手な付き合い方を見つけ始めているということかもしれません。マスク、消毒の徹底など、これからも継続していかなくてはならない習慣ではありますが、いつの日か特效薬が開発され、このコロナ禍が過去の話になることを願います。

さて、6月に入って、一気に夏らしさが日に日に増してきました。表題の行事についてお知らせさせていただきます。

### ① 「プール活動」 … 行います

ギリギリまで検討を重ねて参りました。最終的に決行を判断した根拠は、厚生労働省の指針です。以下に通知の抜粋を掲載しますが、まず、今年度のプール活動では遊離残留塩素濃度の管理を30分ごとに行い、濃度が規程の値より低下している場合は消毒剤を追加すること、また指針にあるように、一度に活動する人数・時間をローテーション調整するなど、感染防止策を徹底することを前提に行って参ります。そのため、毎日プールに入れなかったり、これまでと比べてプールに入れる時間が短くなったりすることもあるかもしれませんが、ご理解頂きますようお願い致します。

### ② 「うさぎ組保育参加」 … 時期未定の延期

従来、7月に予定しておりました、うさぎ組の保育参加ですが、前回お知らせさせて頂きましたひよこ組・りす組の保育参加同様に時期未定の延期とさせていただきます。状況次第では秋冬頃に開催できるかもしれませんが、世間で言われている「第2波」「第3波」のようなものが発生すると、やむを得ず中止の判断になるかもしれません。何卒ご理解頂きますよう宜しくお願い致します。

また、刻々と状況が変化しておりますので、場合によっては急な変更もあるかもしれませんが、何卒ご了承下さいますよう宜しくお願い致します。

ながさわ保育園  
園長 中瀬弦偉



以下、厚生労働省子ども家庭局保育課からの「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(令和 2 年 5 月 29 日現在)」からの抜粋。

(抜粋)

問 14 プール活動を行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような対応をしたらよいでしょうか。

○ 保育所におけるプールの水質管理については、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長 通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が適切に管理されている(※1)場合、学校プールにおける運用(※2)と同様、プールの水を介した感染のリスクは低いとされています。そのため、これまで同様、プールの水質管理の徹底をお願いいたします。なお、低年齢児が利用することが多い簡易ミニプール(ビニールプール等)についても同様の管理が必要です。

○ プール活動にあたっては、プールのサイズに合わせ、一度に活動する人数を調整する等子どもが密集する状態を作らないよう工夫をすることが望まれます。また、着替えや、汗等の汚れをシャワーで流すなど、プール活動の前に行う行動についても、子どもが密集する状況をつくらぬよう時間差をつける、タオルなどの備品を共用しない等の工夫が考えられます。

※1 「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が 0.4 mg/L から 1.0 mg/L に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei01/02.html>

※2 「学校プールについては、学校環境衛生基準(平成 21 年文部科学省告示第 60 号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。」「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和 2 年 5 月 22 日事務連絡(スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課))